

議案第 5 号

南房総市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
南房総市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

南房総市長 石 井 裕

南房総市附属機関設置条例の一部を改正する条例
南房総市附属機関設置条例（平成 2 6 年南房総市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項南房総市介護保険事業運営協議会の目の次に次のように加える。

南房総市健康づくり推進協議会	市民の総合的な健康づくり推進のための計画の策定及び変更並びにその実施に関し、必要な事項を調査審議すること。	1 0 人以内	2 年
----------------	---	---------	-----

別表市長の項南房総市市営住宅入居者選考委員会の目中「8 人以内」を「1 0 人以内」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（南房総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 南房総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 8 年南房総市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 介護保険事業運営協議会委員の項の次に次のように加える。

健康づくり推進協議会委員	日額	8, 5 0 0 円
--------------	----	------------

議案第5号 南房総市附属機関設置条例の一部を改正する条例

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案					現 行				
第1条～第3条 (略)					第1条～第3条 (略)				
別表 (第2条関係)					別表 (第2条関係)				
附属機関の属する執行機関	名称	担任する事務	定数	任期	附属機関の属する執行機関	名称	担任する事務	定数	任期
市長	南房総市介護保険事業運営協議会	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定若しくは変更並びに介護保険事業の運営上必要な事項又は地域包括支援センターの適切な運営、公正、中立性の確保その他地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るために必要な事項を調査審議すること。	15人以内	3年	市長	南房総市介護保険事業運営協議会	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定若しくは変更並びに介護保険事業の運営上必要な事項又は地域包括支援センターの適切な運営、公正、中立性の確保その他地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るために必要な事項を調査審議すること。	15人以内	3年
	南房総市健康づくり推進協議会	市民の総合的な健康づくりのための計画の策定及び変更並びにその実施に関し、必要な事項を調査審議すること。	10人以内	2年					
	南房総市市営住宅入居者選	市営住宅の入居者の選考に関し、必要な事項を調査審議する	10人以内	2年		南房総市市営住宅入居者選	市営住宅の入居者の選考に関し、必要な事項を調査審議する	8人以内	2年

改 正 案					現 行				
	考委員 会	こと。				考委員 会	こと。		

(南房総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) (附則第2項関係)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案			現 行		
第1条～第7条 (略)			第1条～第7条 (略)		
別表第1 (第2条、第3条関係)			別表第1 (第2条、第3条関係)		
区分		報酬額	区分		報酬額
介護保険事業運営協議 会委員	日額	8, 5 0 0円	介護保険事業運営協議 会委員	日額	8, 5 0 0円
	日額	<u>8, 5 0 0円</u>			
別表第2 (略)			別表第2 (略)		

附 則（抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（南房総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 南房総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年南房総市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1介護保険事業運営協議会委員の項の次に次のように加える。

健康づくり推進協議会委員	日額	8,500円
--------------	----	--------